

1．水質汚濁に係る環境基準の類型指定について

(1) 国による類型の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、国においては、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）」（以下、「政令」という。）に定められた47河川・海域（複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域）について、類型指定を行うこととされている。

(2) 河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定

河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」（平成21年3月環境省告示第14号）により、水域類型を指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定めている。

(3) 類型指定の見直し

平成13年9月25日に、環境大臣が中央環境審議会に対して諮問した「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」を受けて、陸域（河川や湖沼）における水域類型のあてはめ及び見直し等に係る検討が随時行われている。

2. 今回の改正

平成 27 年 12 月 7 日付け中央環境審議会答申(「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」(中環審第 876 号))に基づき、利根川水系の利根川にある須田貝ダム貯水池(通称、洞元湖)、同水系の鬼怒川にある川治ダム貯水池(通称、八汐湖)、相模川水系の相模川(桂川を含む。)にある相模ダム貯水池(通称、相模湖)及び城山ダム貯水池(通称、津久井湖)、江の川水系の江の川にある土師ダム貯水池(通称、八千代湖)並びに筑後川水系の筑後川にある松原ダム貯水池(通称、梅林湖)の 6 水域について、以下のとおり類型指定の見直しを行うものである。

政令別表 による名称	水域	水域類型	達成期間	(参考) 現行の類型
利根川水系の 利根川	須田貝ダム 貯水池 (洞元湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	直ちに達成する	湖沼 全窒素：平成 25 年度ま での暫定目標 0.29mg/L 全燐：平成 25 年度ま での暫定目標 0.018mg/L
利根川水系の 鬼怒川	川治ダム 貯水池 (八汐湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼 全窒素を 除く	直ちに達成する	湖沼 全燐：平成 26 年度 までの暫定目標 0.010 mg/L
相模川水系の 相模川	相模ダム 貯水池 (相模湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	段階的に暫定目標を達成 しつつ、環境基準を可及 的速やかに達成する 全窒素：平成 32 年度ま での暫定目標 1.2mg/L 全燐：平成 32 年度ま での暫定目標 0.080 mg/L	湖沼 全窒素：平成 26 年度ま での暫定目標 1.4 mg/L 全燐：平成 26 年度ま での暫定目標 0.085 mg/L

政令別表 による名称	水域	水域類型	達成期間	(参考) 現行の類型
相模川水系の 相模川	城山ダム 貯水池 (津久井湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	段階的に暫定目標を達成 しつつ、環境基準を可及 的速やかに達成する 全窒素：平成 32 年度まで の暫定目標 1.1mg/L 全磷：平成 32 年度までの 暫定目標 0.042mg/L	湖沼 全窒素：平成 26 年度ま での暫定目標 1.4 mg/L 全磷：平成 26 年度まで の暫定目標 0.048 mg/L
江の川水系の 江の川	土師ダム 貯水池 (八千代湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	段階的に暫定目標を達成 しつつ、環境基準を可及 的速やかに達成する 全窒素：平成 32 年度まで の暫定目標 0.43 mg/L 全磷：平成 32 年度までの 暫定目標 0.018 mg/L	湖沼 全窒素：平成 26 年度ま での暫定目標 0.43 mg/L 全磷：平成 26 年度まで の暫定目標 0.018 mg/L
筑後川水系の 筑後川	松原ダム 貯水池 (梅林湖) (全域)	湖沼 A	直ちに達成する	湖沼 A
		湖沼	直ちに達成する	湖沼 全窒素：平成 20 年度ま での暫定目標 0.46 mg/L 全磷：直ちに達成

(1) 須田貝ダム貯水池(洞元湖)

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水産の利用があることから、引き続き「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成 23 年度の 75% 値(3.4mg/L)が湖沼 A 類型の基準値(3mg/L)を上回るものの、概ね基準値を下回る水質で推移していること、及び平成 32 年度の水質予測結果(2.2mg/L)が基準値を下回ることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全燐については、ともに水質の改善が見込まれ、平成 32 年度の水質予測結果(全窒素 0.21mg/L、全燐 0.013mg/L)は湖沼 類型の基準値(全窒素 0.2mg/L、全燐 0.01mg/L)を上回るものの、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があり、また、将来水質予測結果の変動範囲の下限值(全窒素 0.19mg/L、全燐 0.0087mg/L)が基準値を下回ることから、環境基準の達成が見込まれると判断し、暫定目標を設定せず、達成期間は【イ 直ちに達成する。】とする。

(2) 川治ダム貯水池(八汐湖)

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とし、全窒素及び全燐の現状を踏まえ、引き続き全窒素は適用除外とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75%値が基準値(3mg/L)を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全燐については、水質の改善が見込まれ、平成 32 年度の水質予測結果(0.0085mg/L)が湖沼 類型の基準値(0.01mg/L)を下回ることから、環境基準の達成が見込まれると判断し、暫定目標は設定せず、達成期間は【イ 直ちに達成する。】とする。

(3) 相模ダム貯水池(相模湖)

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75%値が基準値(3mg/L)を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全燐については、平成 32 年度の水質予測結果(全窒素 1.3mg/L、全燐 0.080mg/L)から水質の改善が見込まれるものの、湖沼 類型の基準値(全窒素 0.2mg/L、全燐 0.01mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5 年後において達成が困難なため、達成期間は【二段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する】とする。

平成 32 年度までの暫定目標については、全窒素は、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限值である 1.2mg/L と設定する。また、全燐については、近年、水質予測結果を下回る実測値がないことから、平成 32 年度の水質予測結果である 0.080 mg/L と設定する。

(4) 城山ダム貯水池(津久井湖)

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75%値が基準値(3mg/L)を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全燐については、平成 32 年度の水質予測結果(全窒素 1.2mg/L、全燐 0.048mg/L)から水質の改善が見込まれるものの、湖沼 類型の基準値(全窒素 0.2mg/L、全燐 0.01mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5 年後において達成が困難なため、達成期間は【二段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成 32 年度までの暫定目標については、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値とし、全窒素は 1.1mg/L と設定し、全磷は 0.042mg/L と設定する。

(5) 土師ダム貯水池 (八千代湖)

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量 (COD) については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75% 値が基準値 (3mg/L) を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素及び全磷については、平成 32 年度の水質予測結果 (全窒素 0.62mg/L、全磷 0.018mg/L) が湖沼 類型の基準値 (全窒素 0.2mg/L、全磷 0.01mg/L) を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5 年後において達成が困難なため、達成期間は【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成 32 年度までの暫定目標については、全窒素は、将来水質予測結果の変動範囲の下限値 (0.55mg/L) が平成 26 年度までの暫定目標を上回るものの、実測値の推移等も考慮し、近年の実測値 (年平均値) が低下傾向にあること、及び過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、実現可能と考えられる最も低い値として従前の暫定目標を据え置き、0.43 mg/L と設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。また、全磷については、将来水質予測結果 (0.018mg/L) が平成 26 年までの暫定目標と同じ値であり、近年、その値を下回る実測値がないことから、暫定目標を据え置き、0.018 mg/L と設定する。

(6) 松原ダム貯水池 (梅林湖)

類型については、湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とする。

化学的酸素要求量 (COD) については、平成 21 年度から平成 25 年度の 75% 値が基準値 (3mg/L) を下回る水質で推移していることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

全窒素については、水質の改善が見込まれ、平成 32 年度の水質予測結果 (0.43mg/L) は湖沼 類型の基準値 (全窒素 0.4mg/L) を上回るものの、近年、将来水質予測結果を下回る実測値があり、また、将来水質予測結果の変動範囲の下限値 (0.36mg/L) が基準値を下回ることから、環境基準の達成が見込まれると判断する。全磷については、平成 23 年度の年平均値 (0.034mg/L) が湖沼 類型の基準値 (0.03mg/L) を上回るものの、概ね基準値を下回る水質で推移していること、及び平成 32 年度の水質予測結果 (0.023mg/L) が基準値を下回ることから、引き続き環境基準の達成が見込まれると判断する。以上より、全窒素及び全磷の達成期間は【イ 直ちに達成する。】とする。

< 参考 >

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表2（抜粋）

1 河川

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	-
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級(特殊なもの)及び 以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用水 農業用水	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作
 を行うものをいう。)
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度